

平成30年度

監査結果報告書

定期監査

(総務部)

(会計課)

(選挙管理委員会事務局)

(監査事務局)

大分市監査委員



監 査 第 8 6 3 号
平成 3 1 年 1 月 2 1 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿
大 分 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 岡 村 邦 彦 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
総務部 総務課 人事課 職員厚生課 契約監理課 防災危機管理課	平成30年度(平成30年4月1日～平成30年7月31日)に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成29年度分も対象とした。	平成30年9月28日～ 平成30年12月21日
会計課		
選挙管理委員会事務局		
監査事務局 監査課		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

総務部

総務課 職員厚生課 契約監理課 防災危機管理課

特に指摘事項はなかった。

人事課

(1) 支出負担行為事務について

ア 契約の内容に不備のあるもの

大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。

しかしながら、個人情報を取り扱う業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。

また、仕様書が作成されておらず、契約内容が不明確なものが散見された。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 手当等の支給事務について

ア 臨時職員の賃金の支給事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、市の債権と市に対する債権を相殺しようとするときは、関係の支出命令者を経て市長の決裁を受けるとともに相手方に相殺通知書を送付しなければならないとされている。

しかしながら、過払いしていた賃金を翌月の賃金で相殺する際、口頭により決定しており、相手方にも通知書を送付していなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

会計課

特に指摘事項はなかった。

選挙管理委員会事務局

特に指摘事項はなかった。

監査事務局**監査課**

特に指摘事項はなかった。